

第32回 CY 法務セミナー

近時の商標政策から考える企業のブランド戦略のあり方について ～商標審査基準の全面改訂、新しいタイプの商標の審査動向を踏まえて～

【開催日時】2017年6月28日（水）15：00～17：00（14：30受付開始）

【会場】シティユーワ法律事務所ホール（東京都千代田区丸の内2-2-2丸の内三井ビル8階）

【受講料】無料

【定員】50名（1社あたりのお申込みは2名までとさせていただきます。）

*恐れ入りますが、企業内弁護士を除く弁護士、学生の方のお申込みはご遠慮ください。

セミナー内容

1. 新しいタイプの商標の制度概要、審査状況の分析
2. 商標審査基準の改訂から見る「識別力」、「登録禁止事由」の考え方について
3. その他の商標政策の動向について（「PPAP」問題、歴史的、伝統的、文化的価値のある標章の審査について）
4. ブランド戦略のあり方について（著作権法、不正競争防止法の観点も踏まえて）

《スピーカーより》

近時、商標制度は大きな転換点を迎えていました。2015年4月から新しいタイプの商標（動き商標、ホログラム商標、位置商標、音商標、色彩のみからなる商標）の出願が可能となり、2015年4月から2017年3月までの2年間の検討を経て、45年ぶりに商標審査基準の全面改訂が行われました。

これらの改訂は、いずれも企業のグローバル進出に伴う商環境の変化、企業のブランド戦略や消費者のブランドに対する認識の変化を取り入れたものであり、今後の企業における商標出願を考えるうえで、これらの政策動向を十分にふまえる必要があります。

本セミナーでは、新しいタイプの商標の制度の概要及び最新の審査動向、商標審査基準の全面改訂の概要、その他今後予定されている商標政策の動向について解説し、近時の著作権法、不正競争防止法に関連する事件の動向も踏まえた今後企業が取るべきブランド戦略を考えていきたいと思います。

《スピーカープロフィール》

■弁護士 田村祐一（たむら ゆういち）

当事務所所属弁護士。2010年弁護士登録。2014年9月から2年半、特許庁審査業務部商標課商標審査基準室に法制専門官として勤務し、主に、新しいタイプの商標の審査基準の作成および審査運用の管理、商標審査基準の全面改訂を担当。